

北九州市自転車活用推進計画

(素案)

令和 2 年 1 0 月

北 九 州 市

計画の概要

1. 計画の趣旨

国や県の「自転車活用推進計画」の策定を受け、自転車活用推進法に基づき、本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に本計画を定めるもの。

2. 計画の区域・期間

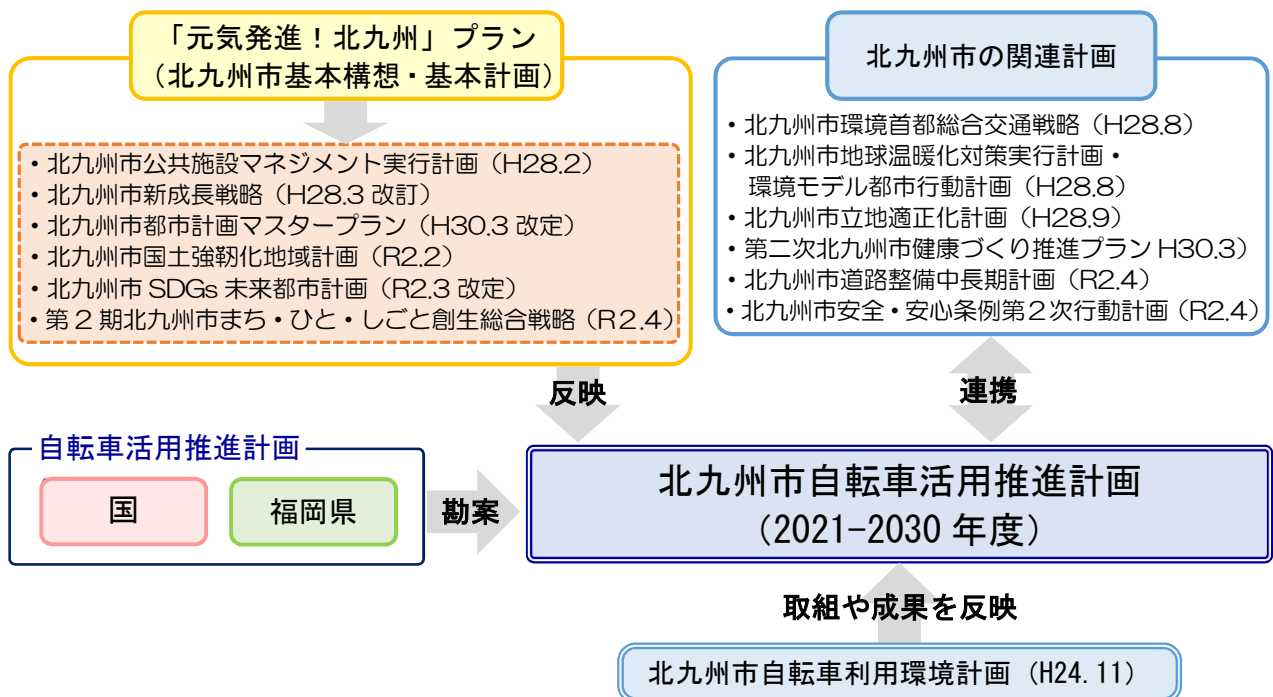
計画区域 : 北九州市全域

計画期間 : 令和3年度(2021)～令和12年度(2030) 【10年間】

※概ね5年後を目途に見直しを行う

3. 計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車施策における最上位の計画として定めるもの。



計画の構成

1. 計画の概要と背景
 - 1.1 計画策定の趣旨
 - 1.2 計画の区域・期間
 - 1.3 計画の位置づけ
 - 1.4 自転車に関連する基準・法制度の動向
2. 自転車に関する本市のこれまでの取り組みについて
 - 2.1 北九州市自転車利用環境計画の策定
 - 2.2 自転車通行空間ネットワークの形成
 - 2.3 駐輪環境の形成
 - 2.4 自転車と公共交通との連携
 - 2.5 自転車のルール・マナーの啓発
 - 2.6 自転車の利用促進
3. 北九州市の自転車に関する現状と課題
 - 3.1 地域特性
 - 3.2 交通特性
 - 3.3 自転車の利用環境
 - 3.4 新型コロナウイルス感染症の拡大
4. 自転車の活用を推進するための計画目標
5. 目標を実現するための施策の展開
6. 計画の推進について
 - 6.1 指標
 - 6.2 計画の推進と進捗管理

自転車の活用を推進するための計画目標

本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を計画的に推進するために、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、4つの計画目標を定めます。

北九州市の自転車に関する現状と課題

1 地域特性

- ・人口減少と高齢化の進展
- ・主要死因（生活習慣病）と市民の運動習慣



- ◇人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくり
- ◇健康増進に向けた運動習慣の確保

2 交通特性

- ・高い自動車依存度や運輸部門のCo2排出量



- ◇自動車から自転車や公共交通利用への転換

3 自転車の利用環境

- ・自転車通行空間の整備状況
- ・自転車関連事故の状況 ・駐輪施設の整備状況
- ・放置自転車の状況
- ・自転車盗難の状況
- ・自転車の安全利用に関する市民意識等
- ・サイクルツーリズムに関する現状
- ・災害時における自転車の活用に関する現状



- ◇自転車通行空間の整備推進
- ◇交通ルールの遵守の徹底
- ◇利用しやすい駐輪環境の形成
- ◇放置自転車対策の推進
- ◇自転車の盗難防止対策の推進
- ◇自転車の安全利用に向けた交通安全教育やルール・マナーなどの啓発の充実
- ◇サイクルツーリズムの推進
- ◇災害時の自転車の活用

4 新型コロナウイルス感染症の拡大

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大



- ◇新型コロナウイルス感染症の拡大防止

目標

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、過度な自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を促進し、交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

目標2 自転車を活用した市民の健康づくり

日常生活やスポーツ・レクリエーション活動における自転車利用の普及を推進することにより、日常における身体活動量の増加を促し、市民の体力向上や健康増進を図ります。

目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり

自転車で走ること自体を楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力等を楽しむことができるサイクリング環境を創出することにより、サイクルツーリズムを推進し、観光の振興とまちの賑わいの創出を図ります。

目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

自転車通行空間の整備とともに、交通安全に関する教育や啓発を通じて、自転車・歩行者・自動車相互の特性や交通ルールを理解し、尊重しあう意識を醸成することにより、自転車だけでなく、歩行者や自動車にとっても安全な交通環境を創出します。また、自転車保険の加入促進や自転車盗難の防止などに取り組み、安心して自転車が利用できる環境づくりを推進します。

目標を実現するための施策の展開

自転車の活用推進を図るために設定した4つの計画目標を実現するため、それぞれの目標に応じたハード、ソフトの両面からの施策を展開します。

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策1. 自転車通行空間ネットワークの形成

- (1) 自転車ネットワーク計画の策定
- (2) 自転車通行空間の整備

施策2. 利用しやすい駐輪環境の形成

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
- (2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

施策3. 放置自転車対策の推進

- (1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
- (2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

施策4. シェアサイクル事業の推進

- (1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置検討
- (2) IoTを活用した貸出・返却システムの導入検討

施策5. サイクル&ライドの促進

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
【施策2(1)の再掲】
- (2) サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

施策6. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

目標2 自転車を活用した市民の健康づくり

施策7. 健康増進に関する広報・啓発

施策9. 自転車通勤の促進

施策8. 自転車貸出し施設の活用

目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策10. サイクルツーリズムの推進

- (1) 広域モデルルート整備
- (2) サイクリストの受入環境整備
- (3) 情報発信

施策11. シェアサイクル事業の推進

【施策4の再掲】

目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策12. 自転車通行空間ネットワークの形成 【施策1の再掲】

施策14. 自転車保険の加入促進

施策13. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

- (1) 自転車利用に関する安全教育の推進
- (2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発
- (3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進
- (4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

施策15. 自転車盗難の防止

- (1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発
- (2) keeple 活動への協力
- (3) 防犯登録の普及促進

施策16. 災害時における自転車の活用

目標 1 自転車を利用できる環境づくり

施策 1. 自転車通行空間ネットワークの形成

小倉都心地区をはじめとする13の整備拠点について、自転車通行空間の整備を推進し、拠点内及び拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

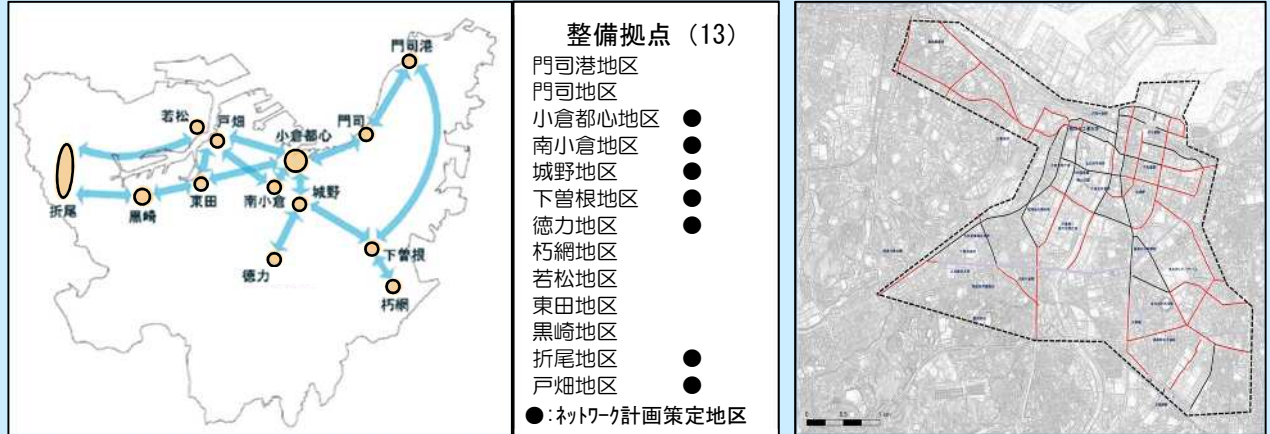


図 自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

図 ネットワーク計画図 (小倉都心地区)

(1) 自転車ネットワーク計画の策定

自転車通行空間の整備にあたっては、「自転車交通量の多い路線」、「自転車事故の多い路線」などを適宜組み合わせ、整備拠点ごとに自転車ネットワーク計画を策定します。

(2) 自転車通行空間の整備

整備路線の交通状況を総合的に勘案したうえで、交通管理者などと協議しながら適切な整備形態を選定します。

整備形態	整備イメージ
自転車道	
自転車通行帯	
車道混在	
自転車歩行者道	(分離タイプ)
	(共存タイプ)

＜自転車通行空間の整備形態と整備イメージ＞

施策 2. 利用しやすい駐輪環境の形成

(1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進

目的や日時等の利用特性に応じた駐輪施設の整備を推進します。自転車と公共交通との連携を強化し、利便性を向上するため、JR・モノレール駅、バス停における駐輪施設の整備を推進します。

(2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

利用者の入退場をスムーズにするために、電磁ロック式ラックなどの導入を検討とともに、多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保に努めるなど、使いやすい施設を目指した取り組みを推進します。



＜八幡駅前自転車駐車場＞



＜堺町地区の駐輪施設＞



＜三萩野バス停自転車駐車場＞

施策3. 放置自転車対策の推進

(1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
 放置自転車の多い地域について、必要に応じて
 自転車放置禁止区域の指定を検討します。

また、自転車の放置の多い時期や時間帯などを
 踏まえて効果的な放置自転車の撤去を実施します。



＜放置自転車の撤去（夜間）＞

(2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

駐輪指導員による啓発や駐輪施設への誘導のほか、街頭啓発や市内の高等学校へのパンフレットの配布などの広報・啓発活動を継続的に実施します。

施策4. シェアサイクル事業の推進

(1) 効果的なシェアサイクルステーションの設置検討

ステーションの数や位置が利便性に大きく関係するため、利用者ニーズや公共交通との連携などを踏まえた効果的なステーションの配置を検討します。

(2) IoT を活用した貸出・返却システムの導入検討

スマートフォンで登録・貸出・返却・検索などの手続きができる IoT を活用した貸出・返却システムの導入を検討します。また、シェアサイクルと公共交通を組み合わせた経路検索や予約・キャッシュレス決済まで行う MaaS (Mobility as a Service) の導入も検討します。

施策5. サイクル&ライドの促進

(1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進 (施策2(1)再掲)

自転車と公共交通との連携を強化し、利便性を向上するため、JR 駅やモルル駅、バス停における駐輪施設の整備を推進します。

(2) サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

中長距離を移動できる公共交通と短距離を機動的に移動できる自転車の連携を図ることを目的として、「サイクルトレイン」や「サイクルバス」の導入を検討します。

施策6. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

ウェブサイト「スマートサイクルライフ北九州」にて、自転車通行空間の整備状況や駐輪施設の位置をはじめとして、シェアサイクル、サイクル&ライド、自転車を活用した健康づくり、サイクルツーリズム、自転車利用におけるルールやマナーなど、自転車に関する情報を一元的に提供できるようにコンテンツの充実を図ります。

＜自転車に関する総合情報ウェブサイト
 スマートサイクルライフ北九州＞



目標 2 自転車を活用した市民の健康づくり

施策 7. 健康増進に関する広報・啓発

多忙やきっかけがないことを理由に運動を行っていない市民が、日常生活の中に手軽に運動を取り込めるよう、自転車を利用した健康増進に関する広報・啓発に取り組みます。

施策 8. 自転車貸出し施設の活用

手軽にサイクリングが楽しめる施設を活用し、市民の運動習慣のきっかけづくりや子どもたちが自転車に乗る楽しさを体験し、将来の自転車の日常利用に繋がるような機会の創出を図ります。



＜河内サイクリングセンター＞



＜響灘緑地サイクリングターミナル＞

施策 9. 自転車通勤の促進

自転車利用者に対して健康増進効果などを情報発信するとともに、市内企業に対して「自転車通勤導入に関する手引き」を活用した自転車通勤の効果、自転車通勤者の受け入れ環境づくりに関する情報提供などを行います。

目標 3 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策 10. サイクルツーリズムの推進

自転車を活用した観光振興である「サイクルツーリズム」を推進するため、「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」と連携し、広域モデルルートのご案内表示の整備やサイクリストの受入環境の整備、情報発信に取り組みます。

また、ロングライド向けの広域モデルルート以外にも、気軽に観光地を巡るルートなどを設定し、様々なスタイルでサイクリングが楽しめる環境づくりを推進します。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 福岡・糸島ルート | ：約 78 km |
| ② 直方・宗像・志賀島ルート | ：約 90 km |
| ③ あさくら・大刀洗周遊ルート | ：約 73 km |
| ④ 久留米・うきは周遊ルート | ：約 77 km |
| ⑤ 北九州（門司）・京築ルート | ：約 89 km |
| ⑥ 北九州（門司）・芦屋ルート | ：約 44 km |
| ⑦ 筑後周遊ルート | ：約 55 km |
| ⑧ 豊前・東峰ルート | ：約 61 km |
| ⑨ 那珂川・大牟田ルート | ：約 86 km |
| ⑩ 直方・嘉麻・筑豊周遊ルート | ：約 110 km |



図 福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート

- (1) 広域モデルルートの整備（案内表示など）
- (2) サイクリストの受入環境の整備（サイクルステーションの整備）
- (3) 情報発信

施策 11. シェアサイクル事業の推進（施策 4 の再掲）

観光ニーズに応じたサイクルステーションの配置を検討します。

目標 4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策 1 2. 自転車通行空間ネットワークの形成（施策 1 の再掲）

自転車や歩行者、自動車が安全で快適に道路を通行できるように、自転車通行空間の整備を推進します。

施策 1 3. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

（1）自転車利用に関する安全教育の推進

幼児から高齢者まで、すべての世代を対象に、交通安全等を通じて自転車を安全に利用するための安全教育を推進します。



<交通安全教室>



<自転車ミルター>

（2）自転車の安全利用に向けた広報・啓発

自転車利用に関するルール・マナーや安全意識の向上を図るため、幼児から高齢者まで全ての世代を対象とし、また外国人も含めて広報・啓発します。

（3）自転車利用時のヘルメットの着用促進

自転車事故における死亡リスクの低減に有効なヘルメットの着用を促進します。特に、県条例にて着用が努力義務となっている児童等や高齢者について重点的に取り組みます。

（4）自転車の点検・整備に関する広報・啓発

自転車を利用する際の点検方法や点検の必要性などについて広報・啓発します。

施策 1 4. 自転車保険の加入促進

全国的に自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事例が発生していることや県条例の改正により令和 2 年 1 0 月 1 日から自転車保険の加入が義務付けられることを受け、自転車保険の加入促進を図ります。



<福岡県条例のチラシ>

施策 1 5. 自転車盗難の防止

自転車の盗難防止に向け、二重施錠や防犯登録の徹底などの広報・啓発に取り組みます。

（1）自転車盗難防止に向けた広報・啓発

（2）keeple（キープル）活動への協力

・大学生が中心となって2重ロックなど盗難防止の広報・啓発活動を実施

（3）防犯登録の普及促進



<keeple 活動の様子>

施策 1 6. 災害時における自転車の活用

災害時の危機管理体制の強化や地域の安全・安心の向上を図ることを目的として、国や県による検討結果を踏まえ、災害時における自転車の活用を検討します。

計画の推進について

指標

以下の指標を目標に掲げ、実施すべき施策に取り組んでいきます。

施策		指標	令和元年度末	目標 (令和12年度末)
1	自転車通行空間ネットワークの形成	自転車ネットワーク計画に基づく 自転車通行空間の整備延長	35 km	85km
2	利用しやすい駐輪環境の形成	駐輪施設を利用する人の割合	78%	90%以上
3	放置自転車対策の推進	自転車放置禁止区域内の 放置自転車撤去台数	1,240 台	600 台以下
4	シェアサイクル事業の推進	シェアサイクル 1 日平均利用台数	177 台	500 台
6	自転車利用の促進に関する 情報発信の充実	ウェブサイト「スマート サイクルライフ北九州」の 1 日平均閲覧数	180 回	360 回
7	健康増進に関する広報・啓発	自転車の利用頻度が 月に数日以上という割合	20%	30%
9	自転車通勤の促進			
8	自転車貸出し施設の活用	河内サイクリングセンター及び 響灘緑地サイクリングターミナルの 年間利用者数	46,000 人	50,000 人
10	サイクルツーリズムの推進	市内の広域サイクリングルート の整備数	—	2ルート
13	自転車の安全利用に向けた 市民の交通安全意識の向上	ルール・マナーが守られていると 感じる人の割合	65% ※	80%以上
		年間の自転車関連事故件数	622 件 (令和元年)	490 件以下 (令和6年)
14	自転車保険の加入促進	自転車保険の加入割合	52%	100%
15	自転車盗難の防止	年間の自転車盗難件数	903 件 (令和元年)	660 件以下 (令和6年)

※市民アンケート調査問 22 から算出した平均値を参考とする